

令和7年 3月3日

令和6年度定期監査の結果について

串本町監査委員

中道眞吾

串本町監査委員

長脊守



地方自治法第199条第4項の規定に基づき、令和6年度定期監査を実施したので、
同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表します。

令和6年度定期監査結果報告書

1 監査の実施年月日および監査対象

令和7年2月12日	西向小学校、西向消防分団第3部(古田)、古座消防分団第5部(拠点施設)、古座消防分団第6部(津荷)、田原小学校、田原消防分団第3部(佐部)
令和7年2月13日	福祉課、建設課、企画課、産業課、消防署、くしもと町立病院
令和7年2月14日	議会事務局、教育課、水道課、こども未来課、税務課、住民課、総務課

2 監査した事項、監査の方法

上記各施設・部署において、予算の執行や備品管理・財産管理などが適切に行われているか、また経営に関する事務が適切に執行されているか、下記証憑書類をもとに監査を行った。

各部署の長から説明を受け書類の確認を行ったほか、各施設を抽出し訪問、備品管理状況の確認を行った。

小学校	備品台帳、切手受払簿
病院	予算執行状況、資産台帳、切手受払簿、未収金収納状況
消防署・消防団	予算執行状況、備品台帳、器具の手入れ状況
役場各課等	予算執行状況、税・使用料の収納状況、貸付金の償還状況、備品台帳、切手受払簿

3 監査の結果

所管課からの聞き取り、帳簿・書類の照合、検査を行ったところ、減額補正や次年度に繰り越す工事等の諸手続きを含め、概ね良好な予算執行及び事務処理が行われていると認められた。

本年度は、事務処理上の軽易な事項以外に指摘事項は無かった。なお、軽易な事項についてはその都度口頭で指導し、改善を要請した。